

# 後期高齢者医療保険料率のお知らせ

【問い合わせ】大分県 後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)

## 《保険料率について》

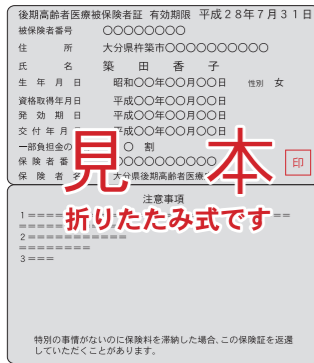
- 後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直されます。
- 平成26・27年度保険料率は据え置きとなっています。
- 賦課限度額については、平成26年度から57万円へ引き上げられました。

	平成26・27年度
均等割額	48,500円
所得割額	9.52%
賦課限度額	57万円

## 《保険料軽減措置》

- 低所得者対策として、保険料軽減対象が拡大されました。
- ① 均等割5割軽減は、所得基準額が引き上げられました。  
(従前)基準額:33万円+24.5万円×世帯の被保険者数  
↓  
(改正)基準額:33万円+26万円×世帯の被保険者数
- ② 均等割2割軽減は、所得基準額が引き上げられました。  
(従前)基準額:33万円+45万円×世帯の被保険者数  
↓  
(改正)基準額:33万円+47万円×世帯の被保険者数

## 新しい後期高齢者医療保険証を発送します



保険証が更新されますので、7月中旬に新しい保険証をお送りします。

- 現在の黄色の保険証は、7月末で有効期限が切れます。8月以降は新しい保険証を使ってください。
- 新しい保険証の有効期限は平成28年7月31日です。
- 新しい保険証の色は緑色です。
- 保険証は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 保険証は「保険料額決定通知書」とは別に送付されます。
- 「一部負担金の割合」は、平成26年中の所得に基づいて判定されています。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を受け付けます

現在発行されている減額認定証は、7月31日(金)で有効期限が切れます。8月以降も必要な方は、窓口にて申請をしてください。

### 【対象となる被保険者】

平成27年度住民税非課税世帯に属する方

### 【申請に必要なもの】

- ① 保険証、② 印鑑、③ 過去1年間に90日を超える入院があれば、入院日数が分かる証明書(領収書等)

### 【非自発的失業者の保険料の減免について】

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合または下記の連絡先にお問い合わせください。

【申請窓口】 市民課 国保年金係 ☎0978-62-1806  
山香振興課 ☎0977-75-2401  
大田振興課 ☎0978-52-2222

国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

## 平成27年度保険税(料)額の「決定通知書」を7月中旬に発送します

納め方等については、送付される各通知書でご確認ください。

# 国民健康保険税の課税限度額および軽減基準が改正されます

【問い合わせ】杵築市役所 税務課 ☎0978-62-1805

## 《改正理由》

平成27年度税制改正大綱が閣議決定され、国民健康保険税(医療保険分、後期高齢者支援分および介護保険分)の課税限度額の引き上げおよび5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げが行われました。これに伴い、地方税法および国民健康保険法施行令が改正されたため、本市においても平成27年度より同様に改正を行います。

## 《改正内容》

### 【現行の保険料率および課税限度額】

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分(40~65歳未満)
所得割額	10%	2.7%	2.2%
均等割額	24,000円	6,500円	8,500円
平等割額	22,000円	5,500円	5,500円
課税限度額	510,000円	160,000円	140,000円

※上記表の課税限度額が下記表のとおり改正されます。

### 【改正後の課税限度額】

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分(40~65歳未満)
課税限度額	520,000円	170,000円	160,000円

### 【現行の軽減基準所得額】

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者の所得の合計)
7割	33万円以下
5割	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(45万円×被保険者数)以下

※低所得者の保険税の軽減措置の対象を拡大するため、上記表のうち5割軽減および2割軽減の対象となる軽減判定所得が下記表のとおり改正されます。

### 【改正後の軽減基準所得額】

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者の所得の合計)
5割	33万円+(26万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(47万円×被保険者数)以下

## 新しい国民健康保険高齢受給者証を発送します

70歳になると、所得などに応じた自己負担割合が記された国民健康保険高齢受給者証が交付されます。病院窓口では必ず保険証とあわせて提示してください。

高齢受給者証は、前年の課税所得で判定されます。そのため、毎年8月に定期更新され、有効期限は翌年7月31日までとなります。

現在、高齢受給者証をお持ちの人には、7月下旬に新しい高齢受給者証が送られます。(改めて手続きする必要はありません。)

国民健康保険証の有効期限とは異なるので、ご注意ください。

### 【適用時期】

70歳になる誕生月の翌月から適用になります。(1日生まれの人は誕生月から)

### 【発送時期】

70歳になる誕生月の下旬に自宅に郵送されます。(1日生まれの人は誕生月の前月)

### 【問い合わせ】

市民課 国保年金係 ☎0978-62-1806

※限度額適用(・標準負担額減額)認定証の申請は7月下旬から受け付けます。